

東浦町木造住宅等解体工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性の無い建築物の解体を推進するため、旧基準木造住宅又は倒壊危険建築物の解体工事を行う者に対し、予算の範囲内において交付する東浦町木造住宅等解体工事費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（階数が2以下の戸建、長屋及び共同住宅（これらについて店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。）をいう。
- (2) 倒壊危険建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であつて、腐食、傾斜、崩壊等、倒壊の可能性が高いと判断でき、倒壊した場合、道路又は公共施設の利用者に被害を及ぼすおそれのある建築物として、町長が認めたものをいう。
- (3) 木造住宅耐震診断 次の耐震診断をいう。
 - ア 町が実施する無料耐震診断
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断
- (4) 判定値 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値及び一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点をいう。
- (5) 解体工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として行う旧基準木造住宅の部分を含む1棟又は倒壊危険建築物の全てを解体する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に存する旧基準木造住宅又は倒壊危険建築物の所有者（現にその建築物に居住する者で所有者の同意を得られるものを含む。）
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象建築物)

第4条 補助対象建築物は、次の各号のいずれにも該当する旧基準木造住宅又は第2号に該当する倒壊危険建築物とする。

- (1) 木造住宅耐震診断において判定値が0.7未満と診断されたもの
- (2) 同一敷地内において東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金又は東浦町耐震シェ

ルター整備費補助金の交付を受けている建築物がなく、かつ、同一敷地内において東浦町民間木造住宅解体工事費補助金の交付を受けて建築物を解体していないもの

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、前条に規定する補助対象建物を解体、運搬及び処分する解体工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の3分の2の額又は20万円のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、東浦町木造住宅等解体工事費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、当該解体工事の着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) 東浦町木造住宅等解体工事費補助事業計画書（様式第2）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第2条第3号に規定する耐震診断の報告書に限る。）
- (3) 案内図
- (4) 解体前の写真
- (5) 解体工事費の見積書（施工業者の記名のあるものに限る。）
- (6) 町税の納税証明書（未納がない証明書）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項第6号に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第3）をもってこれに代えることができる。

3 補助事業の実施場所が次に掲げる区域内においては、当該主管課と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項による事業）の区域内
- (2) 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設）の区域内
- (3) その他町長が協議を必要と認める事業の区域内
(計画変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容変更（廃止及び中止を含む。）又は補助事業者等の変更をしようとする場合は、東浦町木造住宅等解体工事費補助金変更承認申請書（様式第4）に次に掲げる書類を添えて、工事着手前に町長に提出し

なければならない。

- (1) 変更後の東浦町木造住宅等解体工事費補助事業計画書
- (2) 変更後の工事見積書（施工業者の記名のあるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類
（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、東浦町木造住宅等解体工事費補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 領収書の写し（施工業者等が発行したものに限る。）
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 前項の請求は、東浦町木造住宅等解体工事費補助金交付請求書（様式第6）を町長に提出することにより行うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第9条に定める期日までに東浦町木造住宅等解体工事費補助金実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき補助金の交付決定を受けた工事に係る規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

様式第1（第7条関係）

（表）

東浦町木造住宅等解体工事費補助金交付申請書

年 月 日	
東浦町長	
申請者 住所 氏名 電話	
<p>年度において、次の事業を実施するため補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">申請金額 金 円</p>	
実施事業名	東浦町木造住宅等解体工事
工事場所	知多郡東浦町大字 字
補助対象費 (木造住宅等解体工事費)	円
事業工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 東浦町木造住宅等解体工事費補助事業計画書（様式第2） 2 木造住宅耐震診断結果報告書の写し 3 案内図 4 解体前の写真 5 解体工事費の見積書 6 町税の納税証明書（未納がない証明書）又は町税納付状況確認同意書 7 その他町長が必要と認める書類

(裏)

収 支 予 算 内 訳	収入科目	予算額(円)	積算の基礎
	自己資金		別紙見積書による。
	町補助金		
	計		
備 考	支出科目	予算額(円)	積算の基礎
	補助対象費		別紙見積書による。
	対象外工事費		
	計		

様式第2（第7条関係）

東浦町木造住宅等解体工事費補助事業計画書

申請者		
工事場所	知多郡東浦町大字 字	
用途・形態 (※該当するものを○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て住宅 ・ 共用住宅 ・ 共同住宅（アパート） ・ 長屋 【住宅戸数： 戸】 ・ その他（ ） 	
延べ面積	延べ面積： m ² （1階： m ² 、2階： m ² ） （住宅以外の用途の延べ面積： m ² ）	
建築時期	年 月 日 昭和56年6月1日以降の増築： 有 ・ 無	
区域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理： 内 ・ 外 ・ 都市計画施設： 内 ・ 外 ・ その他（ ）内 	
耐震診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関： <ul style="list-style-type: none"> ・ 町の無料耐震診断・（一財）愛知県建築住宅センター ・ 実施時期： 年度、 番号： ・ 倒壊危険建築物 	
上記の評点	1階 X方向_____ Y方向_____ 2階 X方向_____ Y方向_____	
解体工事業者	業者名：	
	所在地：	
予定工期	着手 年 月 日	
	完了 年 月 日	
補助対象費 (木造住宅等解体工事費)	対象外工事費 (その他の工事費)	全体工事費見積額
円	円	円

記入上の留意事項

- ※ 工事見積書(解体工事とその他の部分を分けたものに限る。)を添付してください。
- ※ 木造住宅等解体工事費は工事見積書の工事額と整合を図ってください。

様式第3（第7条関係）

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

東浦町木造住宅等解体工事費補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります。（手数料 円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

課長

課長

東浦町木造住宅等解体工事費補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税に未納がないことの有無を照会します。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が ない ある ことを確認した。

年 月 日

確認者 _____

様式第4（第8条関係）

東浦町木造住宅等解体工事費補助金変更承認申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 東浦町 第 号で交付決定のあった、東浦町木造住宅等解体工事に係る事業の計画(補助事業者等)を下記により(変更・廃止・中止)したいので、承認していただきたく申請します。

記

1 補助事業等の(変更・廃止・中止)

- (1) (変更・廃止・中止)の内容
- (2) (変更・廃止・中止)の理由
- (3) (変更・廃止・中止)の効果及び影響

2 補助事業者等の変更

- (1) 新補助事業者等の名称
- (2) 変更年月日 年 月 日

※ 必要な関係書類を添付すること。

様式第5（第9条関係）

東浦町木造住宅等解体工事費補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 東浦町 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業概要(目的・効果)

東浦町木造住宅等解体工事

地震発生時における木造住宅等の倒壊による被害の防止

2 事業予算・決算 別紙1のとおり

3 事業実績 別紙2のとおり

年度事業予算の決算報告書

費 目	予 算 額	決 算 額	備 考
歳 入 の 部			
自己資金	円	円	
町補助金	円	円	
計	円	円	
歳 出 の 部			
補助対象費	円	円	
対象外工事費	円	円	
計	円	円	
差 引 残 高			

※ この様式により難しいときは、これに代わるものを用いることができる。

年度事業実績報告書

実施年・ 月	事業名	事業費		事業内容
	東浦町木造 住宅等解体 工事	全体事業費	円	別紙書類のとおり 工事完了日 年 月 日
うち 補助対象費		円		
補助金額		円		

※ この様式により難しいときは、これに代わるものを用いることができる。

様式第6（第10条関係）

東浦町木造住宅等解体工事費補助金交付請求書

年 月 日
東浦町長
申請者 住所 氏名 電話
年 月 日付け 東浦町 第 号で交付決定通知のあ りました件について、交付されたく請求します。
請求金額 金 _____ 円
付 記

振込口座	金融機関名			
	店名			
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※ 付記には、補助金等交付決定通知書の番号、年月日及び金額並びに計画変更等があった場合には、計画変更に係る番号、年月日及び金額を記